

舶用工業関係の統計報告について（解説）

I はじめに

舶用関連事業者の皆様には、平素より各種統計報告へのご理解とご協力をいただきまして、深く感謝しております。

これらの統計報告（「造機調査」、「船舶用機関等施設状況報告」、「船舶用ぎ装品等月間生産高報告」、「輸出契約実績報告」、「船舶装備用輸入品入手実績報告」、「輸入実績報告」）は、統計法及び造船法等に基づくもので、国土交通省において集計し、各種統計資料として公表しており、また、舶用工業製品の生産等の実態を把握することにより、舶用工業の施策を講じていくための重要な基礎資料として活用するとともに、関連事業者の皆様の経営の一助ともなっております。

したがって、舶用工業関係の統計資料が有効に活用されるためには、その基礎となっている統計報告において、最新のデータが迅速、かつ、正確に報告されることが不可欠であります。

本書では、舶用工業にかかわる各種統計報告の概要等を説明しております。

関連事業者の皆様の統計報告に対するご理解とご協力をお願いいたします。

II 統計報告の種類とその概要

1. 造機調査

この調査は、国の重要な統計として指定されている造船造機統計（指定統計第29号）の造機部門の調査で、調査の対象として指定している舶用機関等の月間製造高及び四半期の修繕工事高並びに四半期末における在庫高を調査するものです。

(1) 申告義務者の範囲

造機調査対象製品の製造又は修繕に、常時10人以上の従業員（有給の会社役員も含む）を使用している工場の管理責任者です。

(2) 調査の対象となる製品

造船造機統計調査規則第5条第2号の規定に基づく告示に掲げる製品で、その事業所（工場）で製造され、販売の用に供される最終的な製品に限られます。

（船舶用機関又は船舶用品を定める告示）

舶 用 機 関 等
蒸気タービン、ガスタービン、火花点火機関、ディーゼル機関、船外機、蒸気ボイラ、その他のボイラ、ポンプ、空気機械等、油処理装置、熱交換器、電気機器、操だ装置、操船装置、油圧機器、係船機械、荷役機械、漁ろう用機械、その他の係船・荷役機械、プロペラ軸系、プロペラ、減速装置等、電波計器、航海計器、無線通信・船内通信装置、船灯・信号器具、錨・錨鎖、自動化機器

(3) 調査票の提出期限

四半期毎を**翌月の10日までに**、所轄の地方運輸局・運輸支局等に1部提出して下さい。

なお、この造機調査票とともに、3. の船舶用ぎ装品等月間生産高報告書をも提出することとなるときは、同報告書に記入すべき製品であっても、造機調査票に一括して記入して提出すればよいこととなっています。

(4) 調査結果

この調査の結果は、毎月、製品ごとに集計し、「造機統計四半期報」として公表しています。

2. 船舶用機関等施設状況報告

この報告は、船舶用機関及びぎ装品を含む船舶用品の製造又は修繕を行う工場の施設状況を調査するものです。調査は毎年行う工場の施設概要、従業員数及び生産能力に関するものと、3年ごとに行う工作機械等に関するものとに分けて行っています。

(1) 報告義務者の範囲

船舶用機関及びぎ装品を含む船舶用品の製造又は修繕のための工場を有する者であって、**常時5人以上の従業員（有給の会社役員等も含む）を使用している事業者**です。

(2) 報告書の様式及び提出期限

(ア) 工場の施設概要、従業員数及び生産能力に関する調査

別紙1の様式により、毎年1月1日から12月31日の状況について、**翌年の2月15日までに所轄の地方運輸局・運輸支局等に1部提出**して下さい。

(イ) 工場の工作機械、加工機械及び運搬設備に関する調査

別紙2の様式により、3年ごと（前回は平成27年、次回は平成30年）の12月31日現在の状況について、その**翌年の2月15日までに**、所轄の地方運輸局・運輸支局等に1部提出して下さい。

(3) 調査結果

この調査の結果は、「船用工業統計年報」として公表しています。

3. 船舶用ぎ装品等月間生産高報告

この報告は、船舶用ぎ装品等の月間生産高及び毎月末における在庫高を調査するものです。

なお、この報告は、**1. の造機調査の対象となっている製品を除く船舶用品（ぎ装品を含む）**を対象としており、造機調査と結合することによって、船舶用機関及びぎ装品を含む船舶用品全体の生産の実態を把握しようとするものです。

(1) 報告義務者の範囲

2. の造機調査の対象製品を除く船舶用品（ぎ装品及びこれらの部分品・附属品を含む）の製造に、**常時5人以上の従業員（有給の会社役員等も含む）を使用している事業者**です。但し、他の事業者から原材料の支給を受けて、ぎ装品等の製造の事業を営んでいる者（委託加工業者）については、報告の義務はないものとする。

(2) 報告の対象となる製品

2. の造機調査の対象製品を除く船舶用品（ぎ装品及びこれらの部分品・附属品を含む）であって、その事業所（工場）で製造され、**販売の用に供される最終的な製品**に限ります（具体的には船用工業統計関係コード表の製品コード表に掲げるもの）。

但し、販売用か自家用か不明なものは、自家用とするが、当該事業所（工場）の属する企業の他の事業所（工場）に供給されるものは、販売用とする。

(3) 報告書提出期限

当月分を翌月の15日までに所轄の地方運輸局・運輸支局等に1部提出して下さい。

なお、この報告書とともに、2. の造機調査票をも提出することとなる場合には、造機調査票に一括して記入してもよいこととなっています。

(4) 調査結果

この調査の結果は、毎月、製品ごとに集計し、1. の造機調査の結果とあわせて、「**船用工業製品統計月報**」として公表しています。

4. 輸出契約実績報告

この報告は、船舶用機関若しくはぎ装品又はこれらの部分品若しくは附属品の輸出契約実績を調査するものです。

(1) 報告義務者の範囲

船舶用機関、ぎ装品及びこれらの部分品を製造している者であって、**常時10人以上の従業員を使用している事業者**です。

(2) 報告の対象となる製品

当該事業所で製造された船舶用機関、ぎ装品及びこれらの部分品のうち輸出品（大型の内燃機関を中心に関連機器を含め、船舶一隻分の船用機器類を輸出するもの（以下「パッケージ輸出」という。）については、他の事業所で製造された製品を含む。）

(3) 報告書の提出期限

毎年2回、半年分をまとめた上、それぞれ**7月15日及び1月15日までに所轄の地方運輸局・運輸支局等に1部提出**して下さい。

(4) 調査結果

この調査の結果は、製品別、輸出相手国別に集計し「船用工業統計年報」として公表しています。

5. 船舶装備用輸入品入手実績報告

この報告は、船舶に装備される輸入品の入手実績を調査するものです。

(1) 報告義務者の範囲

総トン数500トン以上又は長さ50メートル以上の鋼製の船舶の製造又は修繕をすることができる造船台、ドック又は引揚船台の施設により、船舶の製造又は修繕の事業を営んでいる事業者です。

(2) 報告の対象となる製品

当該事業所で製造又は修繕される船舶に装備される船舶用機関若しくはぎ装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち輸入品

(3) 報告書の提出期限

毎年2回、半年分をまとめた上、それぞれ7月15日及び1月15日までに所轄の地方運輸局・運輸支局等に1部提出して下さい。

(4) 調査結果

この調査の結果は、製品別、輸入相手国別に集計し、「船用工業統計年報」として公表しています。

6. 輸入実績報告

この報告は、船舶用機関若しくはぎ装品又はこれらの部分品若しくは附属品を製造するために輸入する輸入品の入手実績を調査するものです。

(1) 報告義務者の範囲

船舶用機関、ぎ装品及びこれらの部分品を製造している者であって、常時10人以上の従業員を使用している事業者です。

(2) 報告の対象となる製品

当該事業所で製造又は修繕される船舶用機関若しくはぎ装品又はこれらの部分品若しくは附属品のうち輸入品

(3) 報告書の提出期限

毎年2回、半年分をまとめた上、それぞれ7月15日及び1月15日までに所轄の地方運輸局・運輸支局等に1部提出して下さい。

(4) 調査結果

この調査の結果は製品別、輸入相手国別に集計し、「船用工業統計年報」として公表しています。